

大田区内部統制取組報告書(令和6年度)【概要】

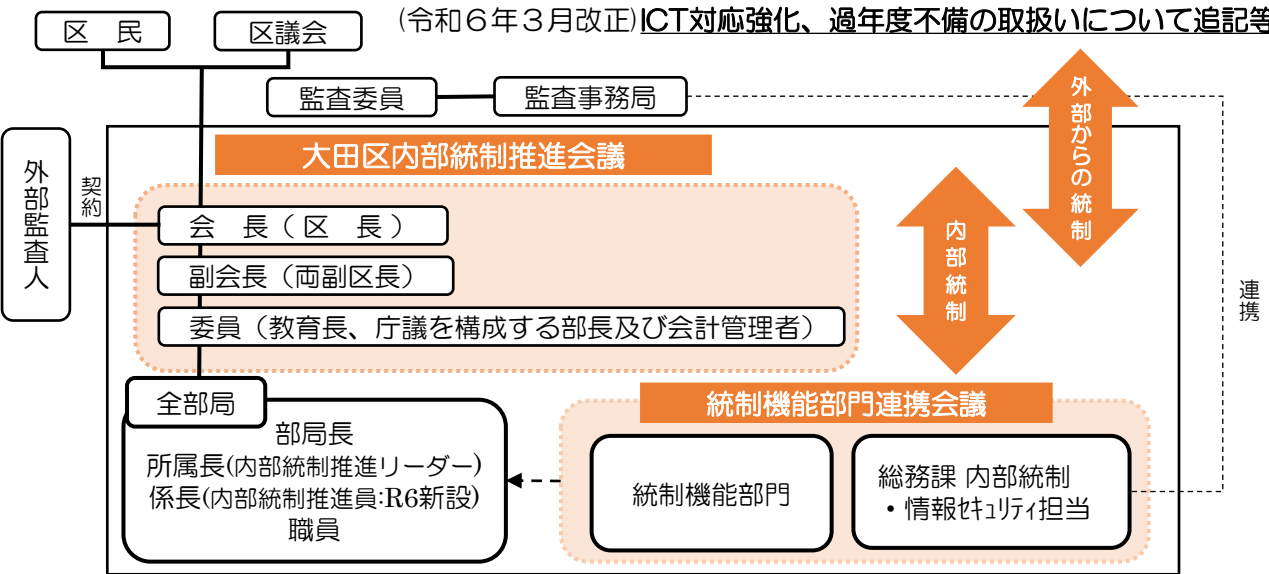
第1 大田区の内部統制制度(P1～3)

1 大田区内部統制制度の概要・方針

- (1)内部統制について、新しいものを構築することではなく「業務を適切に、そして効率的に行えるよう、リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み」と定義。
- (2)大田区内部統制取組方針の4つの柱「コンプライアンスの推進」「業務の効率的かつ効果的な遂行」「財務等に関する適切な事務の遂行」「区民の大切な資産の適切な管理運用」。

2 内部統制推進体制

※総務省「地方自治体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(令和6年3月改正)ICT対応強化、過年度不備の取扱いについて追記等



第2 令和6年度の取組(P4～28)

1 内部統制の整備・運用

(1)(2)全庁・庁内的な内部統制

自らの業務に対し職員一人ひとりが責任と自覚を持つことを目的に内部統制の整備・運用に取り組みました。

○令和6年度 内部統制職員アンケート結果

「内部統制」や広報紙「Action!」の認知度が高まり、制度に対する理解が着実に浸透しています。「職場で内部統制が進んでいる」との回答は昨年度より10%以上増加し、内部統制の実践が徐々に定着しつつあります。一方で、事案決定の根拠規定については在籍年次が短い職員(係員、主任)の認知が低く、OJT等による理解促進が今後の課題です。

○情報セキュリティ対策(ICT対応の強化)

サイバー攻撃や他自治体の事故情報を庁内で共有し、ネットワーク誤接続の防止や端末への注意喚起等、日常的なリスク啓発を実施しています。令和6年度は、研修や標的型攻撃メール訓練、セルフチェック等を通じて、職員の対応力向上とリスク低減を図るとともに、情報セキュリティ監査や評価書確認により各所属の実態に即した支援を行いました。

2 内部統制における課題

・制度定着のばらつき

制度の理解や活用に差があり、実質的なリスク管理の徹底が不十分な状況が散見される。

・マニュアル類の活用不足

マニュアルの周知・活用がされず、事務の属人化、事務処理誤り発生の要因となっている。

・再発防止策の実効性

誤りに対する再発防止策が十分に機能せず、一部の所属で同様の誤りが生じている。

・職員のスキル向上の必要性

制度運用の実効性確保に向けて、職員の判断力・実務遂行力の強化が不可欠である。

第3 今後の内部統制制度(P29～30)

1 目指す目標と到達点

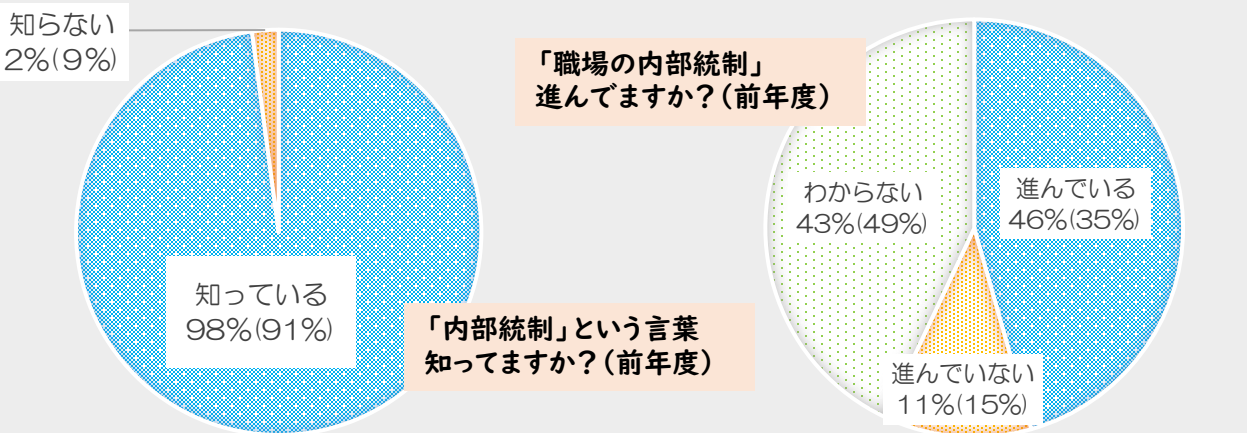
「大田区内部統制取組方針」に基づき、適正な事務執行を通じて「区民から信頼される区政」の実現を目指しています。そのため、所属長の指揮のもと、係長を中心に全職員が主体的に関与する体制を整え、目標の達成に向けた内部統制の推進を図っています。

2 今後の内部統制の方向性と取組

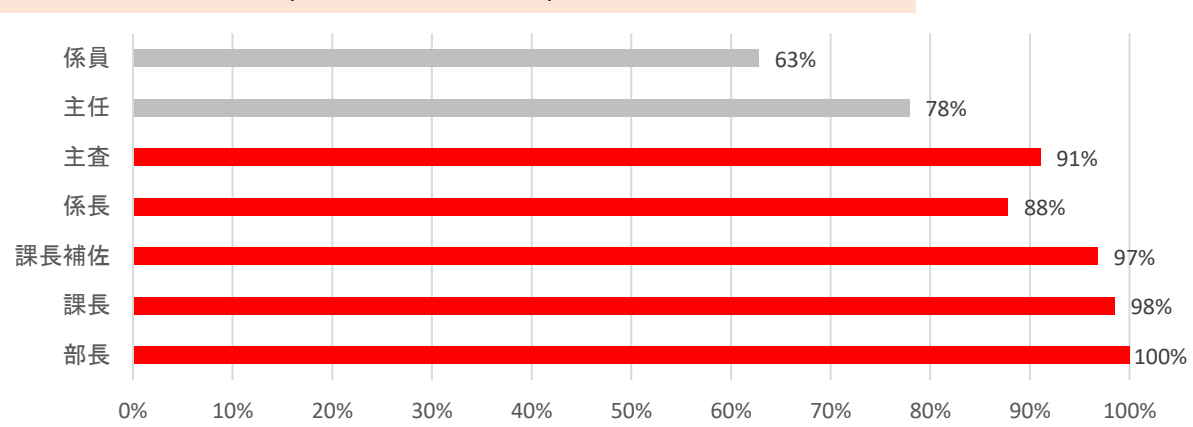
大田区では、総務省のガイドラインを踏まえ、実情に即した形で内部統制制度の整備・運用を段階的に進めています。

今後も、DXやICTの進展を活用し、業務プロセスの標準化・自動化を図ることで、限られた行政資源の中、効率的かつ効果的な事務執行を推進し、持続可能な行政運営の実現を目指します。

また、現行の自己点検や管理票等によるモニタリングに加え、情報セキュリティ監査などの評価的な取組を活用し、制度の実効性を高めていきます。ガイドラインの改正や他自治体の動向にも注視しつつ、柔軟に対応していきます。



事案決定手続規程(事案決定の根拠規定)があること知ってますか？



【情報セキュリティ監査】

確認項目数 (4所属計)	重大な指摘事項	軽微な指摘事項
276	0	11
指摘事項	・タブレット端末利用について、「機器使用及び持ち出し管理簿」に未記載 ・タブレット端末のごみ箱フォルダにファイルが残置 ・ホームページ作成システム(CMS)の共用IDについて利用記録簿等を未作成 ・パスワードの机上・マニュアル等への貼付 ・所属長が利用しているタブレット端末の管理	
指摘事項への対応	各所属において、具体的なスケジュールを計画し対策を実施 情報セキュリティ委員会にて結果及び各所属の対応状況報告	